安全保障理事会決議 2235 (2015)

2015年8月7日、安全保障理事会第7501回会合にて採択

安全保障理事会は、

窒素性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定 書、および化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (CWC) 並びに安保 理諸決議 1540 (2004)、2118 (2013) および 2209 (2015) を想起し、

シリア・アラブ共和国が CWC に加入したことを想起し、シリア・アラブ共和国における化学兵器として、塩素のような何らかの有毒化学物質の使用が、決議 2118 の違反であることに留意し、そして更にシリア・アラブ共和国による何らかのそのような使用は、CWC 違反を構成することに留意し、

シリア・アラブ共和国における兵器として何らかの有毒物質のあらゆる使用を最も強い文言で非難 しまたシリア・アラブ共和国で兵器としての有毒物質により文民が殺されまた傷つけられ続けているこ とに憤りをもって留意し、

化学兵器の使用は、国際法の重大な違反を構成することを再確認し、そして化学兵器の何らかの使用に責任を有する者は、責任を問われなければならないことを再び強調し、

決議 2118 の不遵守に関して協調して報告するという化学兵器禁止機関 (OPCW) の事務局長と事務総長に対する安保理の要請を想起し、

塩素が、シリア・アラブ共和国で兵器として繰り返しまた組織的に使われていたという高い精度の 証拠をもたらした事実調査団(FFM)の調査結果について深刻な懸念を表明した 2015 年 2 月 4 日の OPCW 執行理事会の決定を論じている、OPCW の事務局長のノートを転送している、2015 年 2 月 25 日の安全保障理事会議長に対する事務総長書簡(S/2015/138)に留意し、

兵器としての有毒物質が、安全保障理事会決議 2209 (2015) の3月6日の採択の後でも使われた

と申し立てられていることに留意し、

OPCW FFM は、化学兵器の使用についての責任を帰することについて結論に達する権限が与えられていないことを認識し、

安保理決議 2118 において、シリア・アラブ共和国およびシリアにおける全ての当事者は、OPCW と国際連合に十分に協力するものとすると安保理が決定したことを想起し、

- 1. シリア・アラブ共和国における兵器としての、塩素のような、何らかの有毒化学物質のいかなる使用についての、最も強い文言での安保理の非難をくり返し表明する。
- 2. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、製造し、その他の方法で取得し、貯蔵 しまたは維持し、若しくは他の国家または非国家主体に対し化学兵器を直接若しくは間接に譲渡しない ものとするという安保理の決定を想起する。
- 3. シリアにおける当事者は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、維持しまたは譲渡すべきではないことをくり返し表明する。
- 4. これらの行為に責任を有する者を特定する安保理の決意を表明しそして塩素またはその他の有毒物質を含む、兵器としての化学物質の何らかの使用に責任を有するそのような個人、団体、集団または政府が責任を問われなければならないことをくり返し表明し、そしてシリア・アラブ共和国における全ての当事者に対し、これに関連したその十分な協力を拡大することを求める。
- 5. 国連事務総長に対し、OPCW 事務局長と調整して、この決議の採択から 20 日以内に、安保理の承認を求めるために、シリア・アラブ共和国における具体的な出来事が、塩素またはその他の有毒物質を含む、兵器としての化学物質の使用に関与したかまたは関与したようであると OPCW FFM が決定するかまたは決定したシリア・アラブ共和国において塩素または他の有毒物質を含む兵器としての化学物質の使用の実行者、世話人、後援者またはその他で関与した者である個人、団体、集団または政府を最大限に実現可能で特定するための OPCWー国際連合合同調査メカニズムの設立と活動に関する、採用条件の要素を含む、勧告を安全保障理事会に提出することを要請し、そして受領から5日以内に採

用条件の要素を含む、勧告に対応する安保理の意図を表明する。

- 6. 安全保障理事会が合同調査メカニズムを承認した後で、国際連合事務総長が、OPCW の事務 局長と調整して、迅速な設立と合同調査メカニズムの、採用条件に従って関連する技術と専門知識をも った公平で経験豊かな職員を勧誘することを含む、十分な機能に必要な措置、手段、および取極を遅滞 なく遂行することをさらに要請しそして然るべき考慮が、地理的基礎から離れることが現実的であるの と同様に職員の勧誘の重要性に払われるべきことに留意する。
- 7. 決議 2118 において、シリア・アラブ共和国とシリアにおける全ての当事者は OPCW と国際連合と十分に協力するものとすると安保理が決定したことを想起しそしてこのことは OPCW の事務局長とその FFM 並びに国際連合事務総長と合同調査メカニズムと協力する義務を含むこと、そしてそのような協力は、合同調査団メカニズムがその調査に関連するとみなし、そしてシリア領域内だがシリア・アラブ共和国の支配の外にある地区を含む、その時点で事実やそれについて知られていた状況のその評価に基づいてアクセスが正当化されると信じる合理的な根拠があるとそれが決定した場合、シリア・アラブ共和国における全ての場所、個人および物質に対する完全なアクセスを含むことそしてそのような協力はまた、FFM により得られたかまたは準備されなかったが第5項に定められた合同調査メカニズムの職務権限に関する新たな情報や証拠を調査する合同調査メカニズムの能力をも含むことを強調する。
- 8.全ての他の国家に対し、合同調査メカニズムと十分に協力することそしてとりわけシリア・アラブ共和国で、塩素または他の何らかの有毒物質を含む、兵器として化学物質の使用に関与した実行者、世話人、後援者またはその他の者に関連して自国が有する可能性のある何らかの関連情報を同メカニズムと OPCW FFM に提供することを求める。
- 9. FFM に対し、医療記録、面談のテープとそれを書き起こしたもの、そして文書資料を含むがそれらに限定されない、FFM により得られたまたは準備された情報や証拠の全てへの十分なアクセスを提供するため、合同調査メカニズムの活動の開始から、合同調査メカニズムと共同することを要請し、そして合同調査メカニズムに対し、FFM により調査の対象となっている申立に関して、その職務権限を履行するため FFM と調整して活動することを要請する

- 10. 国際連合事務総長に対し、OPCW の事務局長と調整して、合同調査メカニズムがその完全な活動を始めた日にち現在およびその後は果たした進展について 30 日毎に、国際連合安全保障理事会に報告書を提出しそして OPCW 執行理事会に通知することを要請する。
- 11. 合同調査メカニズムに対し、国際連合事務総長により通知されたように、それがその完全な活動を始めた日から 90 日以内にその最初の報告書を仕上げること、そしてその後は適切な場合にはその後の報告書を仕上げることを要請しそして合同調査メカニズムに対し、国際連合安全保障理事会に対して一つまたは複数の報告書を提出することそして OPCW 執行理事会に通知することを要請する。
- 12. 合同調査メカニズムに対し、シリア・アラブ共和国における具体的な出来事が、塩素またはその他の何らかの有毒物質を含む、兵器としての化学物質の使用に関与したかまたは関与したようであると FFM が決定するかまたは決定した事例以外のシリア・アラブ共和国における化学兵器を使用した可能性に関連する何からの証拠を保持すること、そして実行可能な限り速やかに、OPCW の事務局長を通して FFM にまた事務総長に対して証拠を伝えることを要請する。
- 13. 第5項に一致した安全保障理事会による行動は、合同調査メカニズムの設立にとって十分であることを確認する。
- 14. それが必要であると安保理がみなした場合、安全保障理事会による将来の延長の可能性をもって1年の期間で合同調査メカニズムを設立することを決定する。
- 15. 決議 2118 の違反に反応して、国際連合憲章の第7章の下での措置を課す安保理の決定を再確認する。
  - 16. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。